

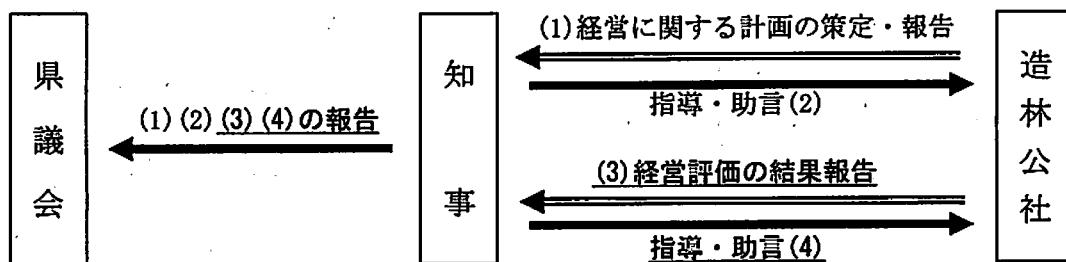
一般社団法人滋賀県造林公社の平成 25 年度中期経営改善計画 に関する経営評価結果について

1 経営評価について

(1) 評価の位置づけ

- 一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例（以下「条例」という。）において、知事は、一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）に対して、毎事業年度終了後、事業の実施状況等について自己評価を行い、その結果報告を求ること、公社からの報告に対し必要な指導および助言を行うこと、そして、それらの内容を県議会に報告することと規定されている。
- 今般、公社から中期経営改善計画（以下「中期計画」という。）に基づく平成 25 年度事業の実施状況等に関する自己評価結果の報告があり、公社に対して県として必要な指導および助言を行った。

＜参考＞ 条例に基づく県の関与の仕組み



(2) 評価方法

- 中期計画に掲げる小項目ごとに H25 事業実績を明示し、計画に対する達成状況を評価するとともに、小項目ごとの評価を踏まえ、大項目ごとについても評価し、その要因を分析する。なお、評価は A～D の 4 段階で行う。
- 項目別評価の結果を踏まえ、全体評価を行う。
- 評価に当たっては、外部有識者からなる経営評価委員会の検証結果および意見を踏まえるものとする。

＜参考＞

項目別評価における達成状況の基準

- | | |
|--------------------|----------------------|
| A : 計画を達成している | (達成率が 90% 以上) |
| B : おおむね計画を達成している | (達成率が 70% 以上 90% 未満) |
| C : 計画の達成が遅れている | (達成率が 40% 以上 70% 未満) |
| D : 計画の達成が著しく遅れている | (達成率が 40% 未満) |

経営評価委員会の委員名簿および開催期日

氏名	現職
☆栗山 浩一	京都大学大学院教授
土井 裕明	弁護士
宮城 定右衛門	森林経営者（指導林家）

7月7日

- H25 事業実施状況の説明および質疑
- 評価案の説明および質疑
- 評価案に対する意見等の取りまとめ

☆印は委員長

2 経営評価結果の概要について

(1) 大項目別評価

① 森林整備に関する事項

【小項目別評価結果】

項目	評価	評価理由
保育施業基準の見直しと森林整備	A	<ul style="list-style-type: none"> 台風 18 号による林道災害等のため除間伐の事業量をやむを得ず減少 病害虫獣防除は計画以上に実施 路網等整備は H26 以降の間伐材搬出等のため優先して実施
利用間伐の推進	C	<ul style="list-style-type: none"> 台風 18 号による林道災害等により実施箇所をやむを得ず調整
分収育林事業（保育施業）	A	<ul style="list-style-type: none"> 間伐は計画どおり実施 計画外の病害虫獣防除を実施

【評価】

B 評価

【評価理由】

- 保育管理については、森林の生育状況を見極めながら施業基準に照らして必要な施業を実施した。
- 路網整備については、平成 26 年度以降の間伐材搬出等のために計画以上の作業道を開設した。

【要因分析】

- 深刻化しているシカやクマの剥皮被害による森林資産価値の低下を防ぐため、計画以上に病害虫獣防除事業を実施した。
- 利用間伐は、台風 18 号により林道災害等が発生したため、事業量を減じざるを得なかった。

【次年度以降の必要な取組】

- 近年、深刻化しているシカやクマによる剥皮被害を防ぐため、病害虫獣防除事業を優先して取り組む。

【参考（経営評価委員会意見）】

- 利用間伐の推進の項目が C 評価だが、台風災害によるものであり、公社に起因するものでないことから B 評価でもよいのではないか。

② 木材の生産および販売に関する事項

【小項目別評価結果】

項目	評価	評価理由
間伐地の更新状況等調査	B	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀県の協力を得て調査を実施 滋賀県ではシカの生息密度等との関連を調査する必要があることから平成 26 年度までの調査としている。
分収育林事業	B	<ul style="list-style-type: none"> 台風 18 号による林道災害等のため事業実施が遅れていたが、林道等の復旧に合わせ、平成 26 年 3 月に着手し、6 まで実施
販売の仕組の構築	A	<ul style="list-style-type: none"> 木材流通センターを核に木材販売契約を締結し、販路を確保 今後は、林地残材の処理方法について情報収集

項目	評価	評価理由
素材生産業者に対する情報提供	A	・伐採計画、販売方法等を情報提供 ・素材生産業の入札参加資格者が1者増

【評価】

A評価

【評価理由】

- 販路開拓および木材販売の基盤整備について、滋賀県の木材流通対策で整備された木材流通センターを核とした県内4箇所の木材流通施設と木材販売契約を締結し、集約化販売に取り組むことにより販路を確保した。

【要因分析】

- 木材流通センターから得た販路先の需要を踏まえ、間伐材を出荷することにより県内外の県産材需要に応えることができた。

【次年度以降の必要な取組】

- 平成27年度からの本格的な木材生産に向けて、木材流通センターを核とした集約化販売に取り組む。
- 林地残材のバイオマス利用について情報収集し、検討する。

【参考（経営評価委員会意見）】

- 販路の開拓や中間土場の確保について、木材流通センター等を有効活用することは評価できる。

③財務状況の改善に関する事項

【小項目別評価結果】

項目	評価	評価理由												
分收割合の変更 (分収造林契約の変更率) 単位: %	D	・土地所有者から「木材価格の変動がある中で現時点での契約変更は時期尚早ではないか」、「分收割合の変更を一方的に決めつけるのはいかがなものか」などの意見があり、理解を得るために時間を要した。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>0.7</td> <td>16.6</td> <td>35.6</td> </tr> </tbody> </table>		H23	H24	H25	計画	50	80	100	実績	0.7	16.6	35.6		
	H23	H24	H25											
計画	50	80	100											
実績	0.7	16.6	35.6											
不採算林の解約 (分収造林契約の解約率) 単位: %	C	・土地所有者から「解約後の森林管理ができない」などの意見があり、理解を得るために時間を要した。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>30</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>0.0</td> <td>40.1</td> <td>57.6</td> </tr> </tbody> </table>		H23	H24	H25	計画	30	80	100	実績	0.0	40.1	57.6		
	H23	H24	H25											
計画	30	80	100											
実績	0.0	40.1	57.6											
契約期間の延長 (分収造林契約の変更率) 単位: %	A	・分收割合の変更と併せて協議していることなどから理解を得るために時間を要した。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>90</td> <td>95</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>87.6</td> <td>95.0</td> <td>95.2</td> </tr> </tbody> </table>		H23	H24	H25	計画	90	95	100	実績	87.6	95.0	95.2		
	H23	H24	H25											
計画	90	95	100											
実績	87.6	95.0	95.2											
地域協力員の設置・活動	A	・計画どおり40人設置												
地域説明会の開催	A	・199箇所で開催（計画目標：60箇所）												
企業の森（琵琶湖森林づくりパートナー協定）の導入	B	・企業の森候補地の情報をホームページや各種行事で提供 ・導入には至らず												
補助金の確保および受託事業の確保	A	・計画目標より30百万円の収入増												

項目	評価	評価理由
経費の節減	A	・森林整備事業の発注規模を大きくし、間接経費を削減
分収育林事業（収支の見通し）	B	・台風 18 号による林道災害等のため伐採を延期したが、平成 26 年 3 月に着手し、6 月まで実施 ・償還財源は計画どおり確保

【評価】

C評価

【評価理由】

- 補助金等の確保、経費の削減に関しては年度目標を達成した。
- 経営状況改善のための重点事項である分収割合の変更については、計画目標を下回る結果となった。

【要因分析】

- 重点事項である分収割合の変更について、土地所有者の理解を得るのに時間を要したため計画目標を達成していない。

【次年度以降の必要な取組】

- 平成 27 年度からの本格的な伐採を見据え、植栽年次が早い旧滋賀県造林公社営林地を優先して契約交渉を進める。

【参考（経営評価委員会意見）】

- 分収割合の変更については、引き続き精力的に取り組むことはもちろんのこと、伐採時期が迫っている旧滋賀県造林公社分を優先的に取り組まれたい。

④組織体制の改善に関する事項

【小項目別評価結果】

項目	評価	評価理由
新法人への移行	A	・H25. 4 に一般社団法人への移行登記
事務局体制の整備	C	・経営責任者の設置は、さらに検討
人材の育成・確保	A	・大手林業会社の最新伐採手法を習得 ・社内研修等により知識等を習得

【評価】

B評価

【評価理由】

- 専任の経営責任者については、さらに検討することとした。
- 人材の育成・確保については、先進県での伐採手法調査を行うとともに、大手林業会社の最新伐採手法などの習得に努めた。

【要因分析】

- 専任の経営責任者の設置については、分収造林契約の変更等を見据えながら、さらに検討することとした。
- 人材の育成・確保については、県内外の調査や研修等を通じ、木材の生産および販売面における人材の育成ができた。

【次年度以降の必要な取組】

- 専任の経営責任者が設置できるよう引き続き契約変更等を進める。
- 人材育成については、路網整備や搬出方法等に係る現地研修や先進事例調査等を実施していく。

【参考（経営評価委員会意見）】

- 特になし。

⑤その他経営の改善に関し必要な事項

【小項目別評価結果】

項目	評価	評価理由
林業公社会計基準の適用	A	・H25 決算に適用
関係者への情報の提供・発信	B	・ホームページで情報提供 ・各種行事に参加し、情報提供
森林づくり活動等への参画の促進	A	・ホームページで情報提供 ・林地残材を提供
毎年度の事業実施状況の自己評価	A	・経営評価委員会の検証を経て、自己評価を実施
関係者への支援要請と連携	A	・滋賀県に支援を要請 ・国等関係機関への要望活動を実施

【評価】

A評価

【評価理由】

- ・新法人への移行に合わせ、林業公社会計基準を適用するとともに、事業実施状況を定期的に理事会に報告し、経営の透明性向上に努めた。
- ・ホームページに特定調停や経営計画の内容、経営評価結果等を掲載するとともに、各種行事で公社林の整備状況や森林づくり活動等について情報提供した。

【要因分析】

- ・新法人移行に合わせ、定期的に理事会で事業の実施状況を報告するとともに、前年度の事業実施状況について自己評価を行うなど、透明性のある公社運営を実施した。
- ・各種行事への積極的な参加等により、公社の経営状況や公社林の整備等を関係者へ周知することができた。

【次年度以降の必要な取組】

- ・適正な理事会の開催などにより透明性を確保した公社運営を実施するとともに、ホームページ等による広報活動を進める。
- ・事業実施状況の自己評価の結果を踏まえながら計画目標の達成に向けた経営改善に取り組む。

【参考（経営評価委員会意見）】

- ・天然下種更新は、シカ被害が問題であり、滋賀県で対応していただく必要がある。
- ・分収造林契約を解約した後の森林整備は、土地所有者では管理が難しいことから、滋賀県は必要なサポート体制を構築するなどの対応が必要である。

(2)全体評価

- ・計画3年目となる平成25年度は、一般社団法人に移行するとともに、新たな理事会の設置や新会計基準に基づく会計処理などを実施し、透明性をより一層確保した公社運営に努めた。
- ・平成27年度からの本格的な伐採を見据え、木材の生産および販売の仕組の構築に取り組んだ。
- ・「A評価（計画を達成している）」、「B評価（おおむね計画を達成している）」と自己評価した小項目が24項目中20項目となり、また、大項目ごとの評価では、A評価とB評価が5項目中4項目になるなど、総体的には計画をおおむね達成している。
- ・しかし、公社経営の重点事項である財務状況の改善については、計画の達成が遅れている。
- ・経営計画の達成を左右する分収割合の変更が依然として目標を下回る結果となって

おり、平成 27 年度からの本格的な伐採に影響が出る恐れがあるため、一層の努力を重ねる必要がある。

今後は、分収割合の変更について平成 27 年度からの本格的な伐採を見据え、植栽年次の早い旧滋賀県造林公社営林地を優先して進める。取組に当たっては、土地所有者との交渉頻度を高めて、理解が得られるよう、より一層の努力を重ねる。

木材の生産および販売については、専任の営業課長を設置し、木材流通センターを核に集約化販売に取り組むとともに、林地残材のバイオマス利用について情報収集を進め、検討する。

大項目	評価	小項目の達成状況					評価対象としないもの
		A	B	C	D	合計	
①森林整備に関する事項	B	2		1		3	1
②木材の生産および販売に関する事項	A	2	2			4	2
③財務状況の改善に関する事項	C	5	2	1	1	9	3
④組織体制の改善に関する事項	B	2		1		3	1
⑤その他経営の改善に関し必要な事項	A	4	1			5	3
計		15	5	3	1	24	10

3 県の指導および助言について

公社から報告を受けた平成 25 年度中期経営改善計画に関する経営評価結果については、着実な中期計画の推進を図り、健全な経営を確保するため、条例第 2 条第 4 項の規定に基づき、次の事項に特に留意するよう指導および助言を行った。

- (1) 本県の森林面積の多くを占める公社管理の森林が、琵琶湖の水源かん養等の公益的機能を有し、琵琶湖淀川流域の産業活動や住民生活等に大きな役割を果たしていることを踏まえ、事業実施に当たっては、これらの公益的機能が持続的に発揮できるよう十分に配慮すること。
- (2) 採算林における分収割合の変更や不採算林の返還については、これまでから計画目標の達成に向けて指導してきたところであるが、平成 25 年度実績においても依然として計画目標を大きく下回っている。また、採算林における契約期間の延長についても計画目標に達していない。これらの項目は、中期計画および長期経営計画の中核をなす重要な経営改善事項であり、今後の伐採に支障が生じないよう計画的かつ機動的な対応策を検討すること。
- (3) 引き続き経営評価を適切に実施するとともに、経営評価委員会において出された意見を真摯に受け止め、現在の中期計画の着実な推進を図ること。
- (4) 平成 28 年度を始期とする次期中期計画については、平成 27 年内の策定をめざし、作業に着手すること。
なお、その際、公社は地域の木材生産の核であり、本県林業に非常に大きな影響を与える存在であることを十分認識するとともに、これまでの経営評価結果を踏まえ、適切な課題認識の下、戦略的な対応策を盛り込んだものとなるよう留意すること。

以上